

## 新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業 実績報告時の留意点

### 1 記載について

- ・ 実績報告は、計画と異なり、実際の数字である必要があります。
- ・ 実績報告額は、交付決定額以下としてください。個別の項目が交付申請時のものを上回っても差支えありません。
- ・ 交付申請時に記載していなかった項目を追加したり、交付申請時に記載していた項目を削除したりしても、差支えありません。
- ・ 消費税等を除いた金額で実績報告を行っても差支えありません。その場合、説明資料を添付するなど、分かるようにしてください。後から消費税分を追加で交付することはできません。

なお、対象経費の実支出額が支援の上限額を超えたケースにおいて、仕入控除税額の返還が生じて、結果として上限額を下回ることに伴う追加給付や返還額の調整は行いません。

- ・ 対象経費について問合せを頂くことがあります。あくまで職域接種に必要なものとして支出された経費が対象となります。後述の監査等において、必要性を確認される可能性も考慮の上、計上してください。

### 2 添付書類について

- ・ 都の支出審査時に追加資料の提出を求められます。
- ・ 後日、都及び会計検査院の監査等において、追加資料の提出を求められます。経費について内容の当否を確認されることがあるほか、支出の実態についても確認が求められることがあります。補助金の返還が必要になる可能性もあるため、実績報告時に添付しなかった、できなかった資料についても、5年間保存することが望ましいです。